

者が人生における自己実現を助ける。

IX、高齢化対応政策検討における問題の分析

上記を総合すると、わが国の高齢化対応の現行措置の問題は以下のようにまとめられる。

- 一、家庭での高齢者ケアのサポートシステムの強化、主に世話をする人のストレスの効果的な分担。
- 二、高齢者の健康と社会の介護システムの継続的な強化および整合、高齢者ケアの質と量の確保。
- 三、高齢者の経済安全保障と関係措置の早急な施行による安全の維持。
- 四、中高齢者の就業と人的資源の運用政策の再強化、高齢者の知恵の継続活用。
- 五、高齢者にやさしい社会住宅に関する政策の早急な推進、地域高齢化のための基礎環境づくり。
- 六、高齢者にやさしい交通運輸環境構築、年配者の安全な戸外活動の支援。
- 七、高齢者の娯楽運動の全体的な制度および人材の訓練機構の整備による高齢者の社会参加の増進。
- 八、高齢者学習権利の実現、老化に関する大衆の知識を強化するための関係機関の建設による年齢による偏見のないやさしい環境の構築。

第貳編 人口変遷への対策

第一章 少子化社会の対策

現在先進工業国は少子化現象に直面しており、多くの学者は、原因として女性の自立と意識の変化を指摘する。現代の発展には女性の地位の向上が伴う。女性の教育程度は向上し、女性の労働市場での比率が上がり、結婚と家庭関係に関して自由に決定する権利と権力が増加し、体に対する主権意識の台頭および政治に参与する意識などが向上した。女性の地位向上は社会の進歩を象徴するが、伝統的な家族関係にいくばくかの衝撃を与える。問題の鍵は、現代女性はすでに伝統的な家庭関係から開放され、職業から自尊心を得て経済的安定を望んでいることである。しかし、社会的に重要な家庭制度と労働市場は男性主体の体制であり、家庭内労働は女性に集中している。将来にわたり生涯向上することを望む女性は、晩婚、未婚あるいは同棲を望む。東アジアの国においては結婚すなわち出産であることを強調するために、結婚率の低下が出生率低下の原因の一つとなっている。

少子化対策制定の基本的考え方は、女性が労働に加わる割合を高めると同時に、家庭と仕事のバランスをとることである。この目標は国家の全体的な経済成長に対してであれ、あるいは女性が自主権利を追求することに対してであれ直接的な利益がある。実際、女性が労働市場に参加後、その他のコストが派生したが、本対策が関係しているのは家事労働のためのコストである。本政策制定の基本理念とは、このコストは仕事をする女性が自分で負担するものではなく、社会全体で負担するべきであり、公平主義の原則を適応すべきというものである。上述の理念に基づく少子化対策は、国家が出産率の向上に介入するもので決してない。反対に、完全な家庭政策を構築するものであり、国民が家事と仕事のバランスをとり、家庭での出産育児の負担を下げることにより、出生率を向上させ、家庭を正しく機能させるものである。しかし、先進国家の例によれば、単一の措置では家庭環境の改善、出生率の低下を止めることはできない。それゆえ、計画的目標による政策措置により、家庭制度を健全なものとし、家庭の育児ストレスを低減し、毎年の総出生新生児数を上昇を促すことを期待する。

まとめて言えば、人口政策の基本目標は量の成長の追求にとどまらず、人口の質の成長をも追及することである。最終的に期待することは、家庭と仕事のバランスをとることであり、女性だけが家庭に縛られるのではなく、女性の職場への参与意識を高めることである。具体的に実現させるには、女性がこの政策過程に積極的に参与し、国家と市民が共同作業をし、人口少子化傾向を抑えるための政策を共有する意識が必要である。

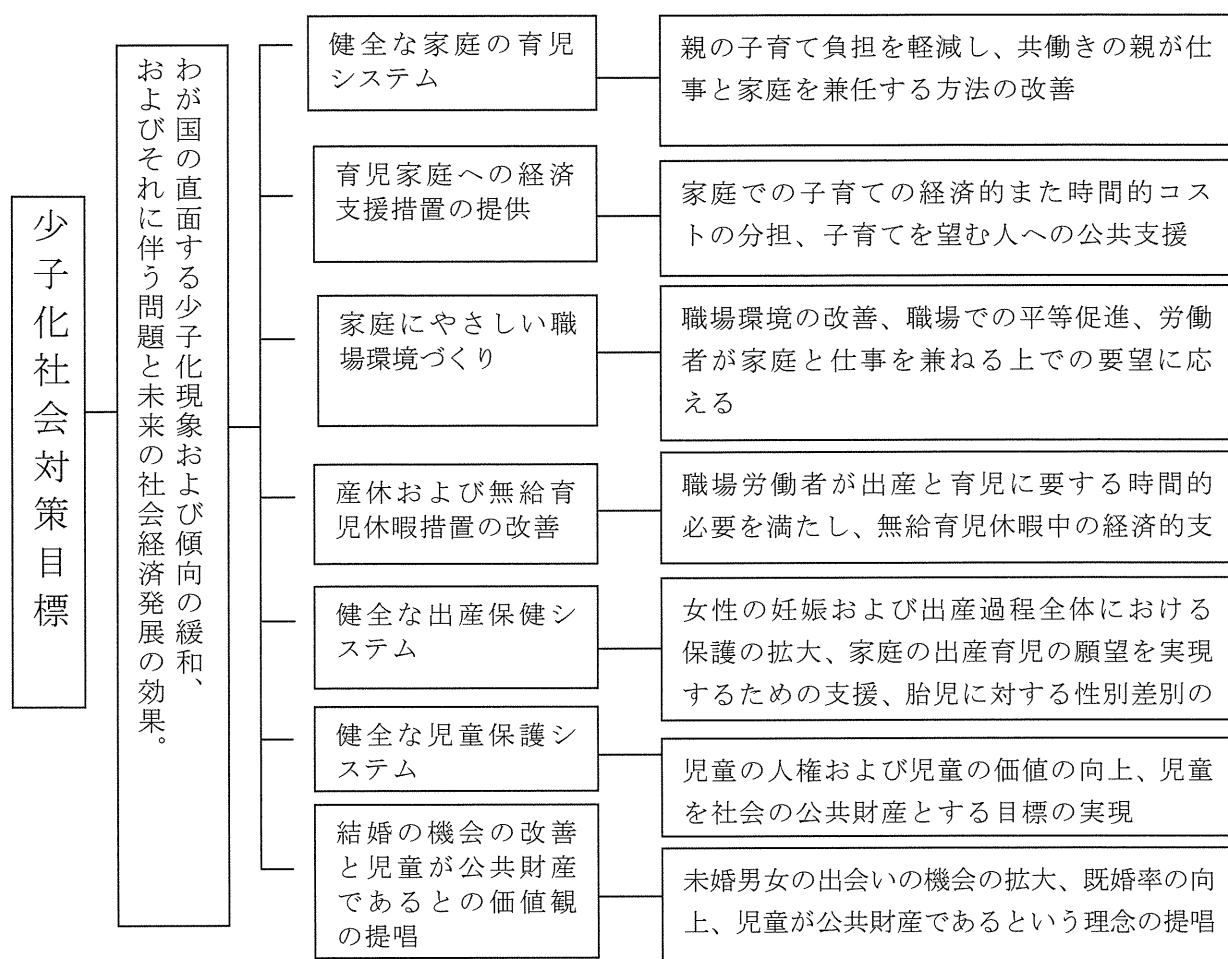


図 2-1 少子化社会対策の総目標

少子化社会の対策政策の目標は、家庭での健全な育児システム、育児家庭の経済的支援措置の提供、家庭にやさしい職場環境づくり、産休と無給育児休暇措置の改善、健全な出産保険システム、健全な児童保護システム、結婚の機会の改善や児童が公共財産であるとの価値観の提唱など、七項目に分けられる。各政策計画目標は以下の図 2-1 のとおりである。

第一節 健全な家庭の育児システム

I、政策目標

親の子育て負担を軽減し、共働きの親が仕事と家庭を兼任する方法の改善。

II、基本理念

一、少子化人口構造への変遷に直面し、政府の役割と立場は、少子化の社会に与える影響を緩和するだけでなく、家庭の教育保険コストを分担することである。積極的な政策、法規、財源、公報などを駆

使し、徐々に教育保険システムの普及の目標を達成することである。需要と供給に関する指標の構築、定期および持続的な情報収集および国際関係の分野で、政府は主導的な役割と行政能力をさらに強化する必要がある。

二、政策は、児童の心身の発達のための、必要に応じたサービスの提供を主な目標とし、幼稚園託児所の整合を実行し、新生児、幼児に対する異なるサービス形態とシステムを提供すべきである。同時に、保護者が出産育児という生命の伝達過程において、十分な願いや経済的資産と能力を持ちつつ労働を続け、国家と家庭が平等に責任を果たす関係を作る点で、積極的に支持すべきである。

三、健全な教育システムを構築し、児童保護サービスを、保障と未来のある代表的な専門職としての職業職場とし、専門従業員が良質かつ重要な教育サービスを提供する場とする。積極的に女性労働条件を改善し、具体的なジェンダー主流化政策を実現する。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)「児童教育および子育て法」の立法成立

「児童教育および子育て法」草案の立法を迅速に推進し、教育部、内政部および関係部署と協調して託児教育政策の行政、経費および管理職間の責任分担をはっきり区分けする。

(二)引き続き「地域保母システム」のサービス能力と利便性を増強し、家庭託児管理と託児費用の部分的負担制度を構築する

保母システムと保母資格制度の公報に力を注ぎ、より多くの社会大衆および幼児を持つ親に、保母資格と管理システムの存在、制度および保母がシステムに加入未加入の違いを理解させる。また、保母サービスシステムを社会大衆にとって親しみやすいもの、よく知られたものとし、需要と供給の比率を高めるよう努める。同時に託児教育費用の補助措置を通し、保護者の負担を軽減する。保母には地域保母システムに加入して管理を受けるよう促し、幼児への家庭での育児サービスを整備された模範的のものとし専門品質の向上を図る。

(三)地域の事情に応じた、普及化および多元的な非営利形態の教育モデルの推進

優良な教育サービスの実験計画に合わせ、需要と供給および資源の評価の点で地方を助け、現行公共システム(例えば小学校)を考慮に入れて処理を行う。都市化の程度が高く成熟した非営利機構と地方には、官民共同、地方自治を推奨する。経済的に恵まれない5歳の幼児のサポートおよび早期教育計画に合わせて、経済的資源が不足する地区に対しては、具体的かつ全面的に現行の各項補助措置を実施し、種々の問題を抱える、経済的に困難な、または辺境地区に住む幼児が優先的に無料入園できるようにする。

(四)仕事を持つ人の労働条件を保障し、その労働権益を確保する

労働基準法の適用を受ける人は、その給料、就業時間、休暇、退職などの労働条件において、法律の定める最低条件を下回ってはならず、労働の権益を確保する。

(五)多元的非営利形態による、小学校児童の下校後の世話を推進

非営利教育サービス拠点を増やし、小学生が放課後に世話を受けるための、多元的かつ地域の資源と結合したサービスを強化し、各県市政府管轄内の小学校の教室の運用を推進する。

二、2010-2015年

(一)就学前教育の目標の研究、就学前教育用データベースの作成、国際データベースとのリンク

関係する学術機構あるいは行政機構を指定して責任管理単位とする。学界、実務界と行政部門の意見を求め、長期研究とわが国の「就学前教育データベース」の作成と執行を推進する。データベースを需要と供給の二分野に分類し、定期的に全面調査を実行する。各年度に出生した子供の数、各需要の目標(家庭所得、健康状態、家族形態、親の就業状態など)、およびサービス提供評価指数(保母あるいは公私幼稚園託児所の費用標準、教師の給与標準、設備標準、政府補助法案の経費など)を明確にし、毎年データベースを更新する。同時に、異なる言語のホームページを制作して公開する。政府層レベルでの交流あるいは学術機構のセミナーを通じ、就学前教育に係る国際的なデータベースや学術機構、国際組織(UN,OECD,EU など)と資料交流を行い、国際的である利点を生かしてさらに本国の就学前教育の状況を理解する。

(二)保母サービスの品質強化と向上

保母業務養成の実習時間増加に比例して、保母業務の品質が強化される。非公式の保母支持団体を積極的に励まし、組織化を支援し、保母がお互いの交流から益を得られるようにする。同時に、多元的な保母管理方式(免許制、登録制あるいはその他)を進め、さらに多くの経験豊富な保母を保母管理システムに加入させる。

(三)教育業務のサービス品質の向上

各責任機関の権利と責任をはっきり区分し、幼稚園あるいは託児所で働く、雇用規定に合格していない教師あるいは託児所の教員は、法律に基づいて確実に取り締まりおよび処罰し、業務の職場権益を確保する。同時に、第一線で働く人員の職業訓練を重視ならびに強化し、そのサービス品質と安定性を維持する。

(四)従業員の業務地位の向上

現場の第一線で働く専門人員の労働組合の組織を助け、労働権益を職業養成教育の核心科目の一つとする。職業訓練課程にも関連権益あるいは改定された法令の紹介などを取り入れる。同時に、積極的にこれらの教育サービスに携わることを願う人の学習そして資格取得のための指導を行い、一定の専門的地位を確立し、その合法的な権益を維持保障する。

第二節 育児家庭への経済支援措置の提供

I、政策目標

家庭での子育ての経済的・時間的コストの分担、子育てを望む人への公共支援。

II、基本理念

一、家庭の養育コストを下げるため、関係する補助金措置の推進を図る。

二、児童を一種の公共財産として見なし、出産家庭へのさらなる経済支援を検討し、全面的に普及した児童あるいは家庭支持のための補助金政策を構築する。

三、児童給付金の支給には以下の要素を考慮する。：(1)わが国の財政負担、児童給付金の金額が多すぎる可能性を考慮する。(2)先進諸国の例によれば、有効な児童給付金は家庭の収入と支出を考慮したものであり、同時に、出産順位に従い異なる金額とし、適度に出産を奨励する効果をあわせ持つものである。(3)多年にわたり行政院が行ってきた「家庭収支調査」を元に、各家庭の保母費用、教育費用の支出と人口概況の支出状況を参考にし、家庭が平均して 2 割の補助を受けられるようにすると、家庭は益を実感する。

Ⅲ、重点措置

一、2008-2009 年

(一)児童給付金実施の可能性を協議

先進国の政策を参考にし、児童給付金を提供して、確実かつ効果的に家庭での育児にかかる経済負担を緩和する。国内の多くの家庭は、経済条件の問題が出産を躊躇する要因の一つであると語ってきた。わが国は今に至るまで国家と家庭の育児支出への分担比率が、日本などの工業先進国と比べると、かなり低い状態である。出産育児を望む家庭へ公共支援を行う政策は、児童が公共財産であることを強調するものであり、将来の社会はその出産がもたらす公共利益に預かるのである。税収あるいは保険による方法で、年齢ごと、段階的な計画により児童給付金の推進を検討することが提案される。

(二)三人以上の子供がいる家庭に対し、家屋購入ローンの利息を補助する可能性を協議

家庭の育児コストを下げるため、出産家庭の経済支援をさらに進めることを検討する。将来努力できる分野として、三人以上の子供がいる家庭に対し、直接の補助措置として家屋購入ローンの利息を支給し、保護者の育児の経済負担を軽減する援助について前向きに協議することが含まれる。

二、2010-2015 年

(一)「児童給付金支給実施条例」の研究立案ならびに児童給付金実施の推進

先進国の児童給付金支給は、期間が長く、0 歳から 18 歳までである。わが国の出生率を高めるため、もし経済政策評価の後に給付金の支給が可能であれば、評価の際、支給する年齢層、出生順序、金額および家庭の収支状況などの資格条件に関して、あわせて検討かつ審議研究するべきである。将来においても給付金支給について一定期間観察した後、効果性の評価と政策検討を実施し、支給対象の児童の年齢層を延長するかどうか考慮するべきである。

(二)三人以上子供がいる家庭に対し、家屋購入ローンの利息補助の実施を推奨

育児を行う保護者の経済負担の軽減を前向きに支援するために、児童給付金の実施のほかに、三人以上子供がいる家庭に対し、家屋購入ローンの利息を特別補助する方法により、育児責任を分担する。

第三節 家庭にやさしい職場環境づくり

I、政策目標

職場環境の改善、職場での平等促進、労働者が家庭と仕事を兼ねる上での要望に応える。

II、基本理念

一、男女の仕事上の平等な権利を保障し、徹底的に性差別を除き去り、男女の地位が実質的に平等な職場環境を促進する。

二、フレックスタイム制度を実施し、男女両方が子供の世話をする点での利便性を図る。「家庭にやさしい」企業の職場モデルを樹立し、労働福祉を増進する。

三、政府の関係部署と合同で、企業が提供する託児または施設の比率を高め、「従業員に便利な」託児構造を作る。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)引き続き企業による託児措置を推進し、関係部会の施設を整合し、良質な託児制度を建設する

事業単位に強制して企業責任の下に託児所を設置することは困難なので、引き続き企業の託児業務を励ますだけでなく、同時に積極的に各部会の現在所有する施設を整合し、雇用者に便利な優良託児システムの建設を図る。

(二)直轄市、県市政府は事業単位で、託児施設の設備整合を処理するための交流の場を設立する

各直轄市、県市政府は「設備整合および交流の場」を設立する。これは労働委員会、内政部、教育部および直轄市、県市政府三方の施設、情報を整合し、事業単位として託児施設補助を申請、および関係する情報を得るための交流の場となる。さらに、この場所は事業単位が託児施設からの要望や紹介を需要に応じたり、社会局あるいは教育局に対して行うことにより、企業による託児所を必要とする従業員への支援や、近くの幼稚園または託児所を探し、従業員が子育てと仕事との間で生じる問題を解決し、仕事の意欲を安定させる面で支援を行う。

(三)自発的に事業単位が託児施設と協調するよう助ける理にかなった方案

政策の制定と推進を通し、事業単位や雇用主を結び合わせ、従業員に託児設備を提供し、職場の安定性を増進し、生産力を高める。

二、2010-2015年

(一)フレックスタイム制度を推進し、託児設備の併設を普及化する

仕事に打ち込め家庭の扶養にも助けとなる環境、雇用者が仕事と家庭の間のバランスを取れる環境を創造するため、企業は異なる雇用者の必要と状況に対して積極的に応じ、個人

と企業双方の要求に合わせたフレックスタイム制度、随時調整が可能な制度を推進する。同時に、託児設備の普及化を進める方法を組み合わせ、さらに個人的な配慮を示す。

(二)企業託児の効果的かつ独創的なプランを表彰する

現在の労働市場には女性雇用者の育児を支持する理想的な措置やプランはない。多くの事業単位の関係する政策に対する協力意欲にも限りがある。そのため、この問題に取り組む事業単位が積極的な協力措置を提供する場合、労働市場を育児に障害がない環境に変化させる者に対し、表彰と資金面で励ますべきである。

(三)「男女職業平等法」を履行し、家庭にやさしい職場環境という企業文化を創造

児童の就学および親の労働時間の状況を考慮し、「家庭にやさしい職場の設計」の提供を励まし、事業単位が関係する措置を提供する上で柔軟性と選択性を持たせ、子供を持つ女性の労働力への参与率を高める。

第四節 産休および無給育児休暇措置の改善

I、政策目標

職場の従業員の出産と育児の時間的な要求を顧み、無給育児休暇中の経済支援を提供

II、基本理念

一、男女の仕事上の平等を保障して母性保障の基本精神を強調するため、関係する法律制定と政策の発展を通し、女性の労働参加や出産奨励政策制定の政府部門の当面の重点目標とする。

二、各種公私機関(機構)および様々な規模の企業の雇用者は、性別や婚姻の状態に関わらず無給育児休暇を申請できる。

三、家庭への育児期間の経済支援以外に、幼い子供が少し成長した後に再度就業することを促し、経済の発展を促進する。

四、産休手当を労保給付に組み入れ、女性労働者の生産と労働権益が適切な保障を得られるようにする。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)「劳工保険条例」の出産給付金を調整し、「全国軍公教員工待遇支給の要点」の生活特別手当の出産補助をそれぞれ三ヶ月に増やす

8 週間の有給産休を実現し、関係法令を再考して一ヶ月の出産給付金支給を三ヶ月(労保部分)に増やし、軍公教員の生活給付金の出産補助を二ヶ月から三ヶ月に増やす。

(二)無給育児休暇の特別手当支給の検討

「就業保険法」、「軍人保険条例」「公教員保険法」などの法案改正を速やかに完成させ、無給育児休暇の特別手当を保険給付項目に組み入れる。

二、2010-2015 年

(一)男女雇用者が無給育児休暇を申請して親の責任を果たすよう宣伝

男女雇用者が無給育児休暇の規定を活用するよういっそう宣伝する。子供が満三歳以前は最長二年までの無給育児休暇を申請でき、男女両方が家庭で育児に専念できる。さらに、職場での男女不平等の伝統的な雰囲気改善し、育児期間の家庭の支持システムの提供を図る。

(二)無給育児休暇の特別手当支給を推奨

労工育児特別手当支給を、「就業保険法」の処理に入れる。軍公教員に対しても確実に処理する。

(三)労保の出産給付金支給および軍公教員の生活特別手当の出産補助の支給を推進

「労工保険条例」の出産給付金の規定を修正し、「全国軍公教員工待遇支給の要点」の生活特別手当の出産補助をそれぞれ三ヶ月に増やし、速やかに実施する。

第五節 健全な出産保健システム

I、政策目標

女性の妊娠および出産過程全体における保護の拡大、家庭の出産育児の願望を実現するための支援、胎児に対する性別差別の禁止。

II、基本理念

一、さらに優良な出産保健案内およびサービスシステムを構築し、妊娠前、妊娠期から出産まで、すべての胎児が優良な環境で整備された健康看護を受け、出産への期待と喜びを増進させる。

二、国民の不妊症に対する知識と予防措置の理解を深め、法制度を整備し、不妊症治療環境を改善し、家庭の出産子育ての願望を満たす。

三、青少年の出産に対する健康知識を増やし、安全で有効な避妊方法を選択させる。妊娠中絶の際に情報提供(商業)サービスを行い、婦女の健康を心身共に保護する。

四、それぞれの新生児が男女平等の環境に誕生し、優良な出産保健システムから整備された健康看護を受け、健康的な成長を促進する。

Ⅲ、重点措置

一、2008-2009年

(一) 多元化した出産保健サービスネットワークの構築

衛生局(所)による地域設備の統合、地域での安全かつ効果的な避妊方法の宣伝および避妊サービスの提供以外に、社会、教育、労政、農政、国防および衛生を結合して、育児保険情報提供システムおよび転院サービスを構築し、各段階の婦女にさらに充実した出産保健サービスを提供する。現在の出産保険政策のなかで特殊なグループに提供している遺伝性疾患検査、精神疾患検査、出産調節、早期治療などのサービスを徹底する。サービスの品質を向上し、女性が快適に感じる医療環境の建設を強化し、危険度が高い妊娠女性およびその子供の健康保護品質を高め、母乳育児を推進し、特殊な条件の婦女子グループに出産保険医療の補助を提供し、妊娠期間の保健教育活動を行い、育児に関する新情報と技術を提供する。

(二) 不妊症治療の教育宣伝推進強化計画

人々の不妊症に対する知識、予防および治療措置の理解を増進し、適切な教育と宣伝活動を通して、人々に予防方法を指摘する。

(三) 青少年に対する(出産)健康教育とサービスを強化し、妊娠中絶を予防する

青少年の性と生殖や健康への認識を強化し、望まれない妊娠を減らす。青少年出産保健を拡大して病院に行きやすい環境とサービスを整える。さらに情報提供を通し、未婚妊娠の青少年に対して心身のケアおよび出産後の養育問題の処理を助ける。男女平等の教育を実施し、学校では妊娠した学生が教育を受ける権利を積極的に維持することに加え、関係する機関を結合して指導と必要な医療サービスを提供し、子供を自ら育てるか養子に出すかといった養育問題の処理を助ける。

(四) 男女比のアンバランス現象を積極的に防止し、女性の自主権を尊重する

男女平等の教育活動、労働政策および社会宣伝を強化する。適切な教育をし、国民に対して子供を出産する正しい心理状態を教え込む。人々に胎児の性別鑑別と選択行為をしないよう勧めて、男女比のアンバランスがさらに悪化することを避けることに加え、女性の出産に対する自主権を尊重すべきである。

二、2010-2015年

(一) 「人口生殖法」、「優生保健法」を検討し、胎児の性別選択あるいは鑑別に関する診療行為を禁止する

胎児の性別選択あるいは鑑別の診療行為を禁止するため、「人口生殖法」第16条第3項の規定である胎児の性別選択禁止、「優生保健法」第9条第6項の「胎児の性別によりその心理的健康あるいは家庭生活をはなはだしく損ねてはならない」規定についての公報を行う。

(二) 医療機構による妊娠中絶の情報提供(商業)サービスを計画、推進する

「優生保健法」の第11条および第12条の、医療機構が女性に対して提供する妊娠中絶

時の情報提供（商業）サービスの規定改正を推進し、女性が十分な医療を受け、また妊娠中絶に関する多角的な情報を得て、望まない妊娠に対して、中絶あるいは妊娠出産後、子供を自ら養うか養子に出すかという問題を適切に解決するように助ける。

第六節 健全な児童保護システム

I、政策目標

児童の人権を保障し、児童の価値を高め、児童を社会の公共財産とする目標を実現する

II、基本理念

一、児童保護の観念は「児童は親の財産」、「子供は叩いて育てる」などの誤った考え方を打ち破り、児童の独立自主権と生命権を尊重する。

二、児童保護の観念と方法の共通認識を強化し、専門家、システムを超えたサービスネットワークを作る。

三、社会の労働力の拡充と質の向上を引き続き努力する。

四、家庭外保育施設の品質と能力に引き続き感心を払う。家庭で子供を預かる方式あるいは施設で保育する方式かに関わらず、人員と児童およびその他の家族との連絡および設備の連結を強化し、家庭での保育効果を上げる。

五、家庭での世話の計画的サービス効率およびサービス運営の評価構造を積極的に構築する。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)児童虐待の救援システムの強化

児童虐待は少子化のゆえに減少することはなく、連れ子の自殺、幼児虐待事件、監督不行き届きによる子供の死亡などの事件は次々と発生している。政府はいち早く児童虐待救援システムを建設しているが、少子化の議論をする際にも、児童虐待の事実を正視し、積極的に児童虐待救援システムの強化を行うべきである。

(二)家庭を育児の基礎とした児童の保護を実現する

児童福祉と保護政策は家庭を基礎あるいは中心としており、同時に、介護時期を早めて新生児と成長期としなければならない。サポートしても児童が不適切な待遇を受けることが避けられないなら、やはり家庭外で育児する方法を取り、他家に預けて育ててもらふサービスを優先的に考慮する。あるいは養子などの長期を見据えた計画の方向で努力する。積極的に民国93年わが国の社会福祉政策綱領中の家庭支持、児童保護の理念と手法を実現する。

(三)関係するサービスの提供と評価制度の構築

児童保護システムにおいては、主管機関が個別の案件ごとに家庭処遇計画を提出にすることが特に強調されている。家庭処遇計画の中身および執行政策に関し、各州市の現有労働力および施設の差は非常に大きく、家庭処遇計画の執行と理想の格差も大きい。親に対する教育の実施は容易ではなく、克服すべき困難が存在する。かつ効果性についても評価を待つところであり、関係サービスの提供と評価体制の設立が待たれる。

(四)児童保護の観念と手法の実現を宣伝し、親の教育を奨励する

「子供は叩いて育てる」というしつけに関する誤った考え方はしばしば児童虐待の論議を正確に理解する妨げとなり、積極的な協力を得ることが難しい。1989年国連で承認された「児童の権利に関する条約」では、契約に調印した国に共同遵守を要求し、さながら国際社会の児童権益保障の下の共通基準のようになっている。そのため、一般大衆に対して積極的に公報して児童保護の観念と方法を実現するだけでなく、政府および企業単位が職員の教育訓練をする際、親の教育課程を含めることを奨励する。さらに、児童の観点に関し、選択の権利と決定の権利の尊重と法律による保障については、克服すべき重点課題としてさらに将来の検討が必要である。

(五)健全な養子制度

性に対する観念の解放と未婚で妊娠する状況は急激に増加しており、一部の貧しい少女や経済困難にある家庭は子供を売る選択をするまでになっている。子供を急いで必要とする少数の家庭では、養子に対する不正確な観念のせいで、子供を買う方法をひそかに探すケースがみられる。出生通知制度が実現していないことも、幼児売買の問題が生じる原因となっている。そのため、養子サービスを強化し、国民の養子に対する正確な観念を育て、民間専門団体を結合して身の上相談サービスを提供し、未婚で妊娠した少女の援助措置などを強化するべきである。

二、2010-2015年

(一)「児童および少年福祉法」、「民法」の検討を継続

健全な養子制度のため、養子専門の法律を制定して、養子に関する事柄を規定すべきである。養子援助団体とその構造を強化し、養子に関する訪問調査事業を強化、効果性の評価構造を作る必要がある。それゆえ、「民法」第1072条から第1083条、「児童および少年福祉法」第14条から第18条および第48条の関係法令の調整と修正を進め、実情にあわせる必要がある。

(二)児童保護の専門サービスネットワークの整合

児童保護の仕事は業種、施設の専門サービスを超えて行われている。関係するサービスネットワークには政治団体、教育団体、警察組織、衛生医療組織、および民政組織と司法組織などが含まれる。現在ネットワークは完成されているものの、実務を運営する上で、専門家間の差異やコミュニケーション上の障害が存在しており、異なる専門家の間で児童保護の観念に対する認識に差異が存在する。将来、政策と法規部分において児童保護ネットワークの理念と方法の方向を整合するよう努力し、関係する各専門業種の領域の結びつきを強化し、児童保護を単純に政治にまかせきることを避けるべきである。

第七節 結婚機会の改善と児童が公共財産であるとの価値観の提唱

I、政策目標

未婚男女の出会いの機会の拡大、既婚率の向上、児童が公共財産であるという理念の提唱。

II、基本理念

一、高等教育の普及、経済のグローバル化、消費主義の一般化および個人の理想実現と伝統的な価値観の変化により、国民の結婚に対する願いと結婚時期に不利な影響を及ぼしている。

二、わが国は日本、韓国など東アジア諸国と同様、結婚と出産に対する社会規範は根強くで、未婚出産の比率は極端に低く、社会に受け入れられにくい。それで、結婚率を高めて、結婚の機会を改善することは、出生率の低下を鈍化させる上で重大な意義と影響がある。

三、現行社会体制には結婚と出産に不利な制度、構造的な標準と規制が存在する。例えば、現在の高等教育と兵役制度などに結婚と出産に不利な拘束が存在し、社会はそのうわべだけを見て深く研究しない。ゆえに生命を尊重し出産を重視する価値観を新たに作り出す必要がある。出産する家庭の負担を考慮し、出産育児を望む人たちにある種の公的支援を与え、少子化の状況を逆転させるべきである。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)各種学校で、男女が家事、育児を共同で行うことについて教育を行い、家庭相談や結婚相談を推進する

男女が労働参加する社会情勢に直面しているが、男性の家事への参加がなかなか進展しない。女性が一人で家事と職場の仕事を担うストレスは、自立能力を持つ女性に結婚に対して二の足を踏ませる。各自が家庭ごとの伝統や習慣に固まった男女のあり方から、仕事を分担する方式に変化させる必要がある。教育機関を通して、出産の価値観および多元的な文化の価値を認めることなどを、関係する科目に取り込み、優れた男女関係や民主的な家庭の理念を提唱する。平等に家庭生活の役割を分担し、子供の養育は父母両方の責任であることをはっきりさせる。これにより若者の結婚に対する考え方を改善ならびに矯正し、社会の結婚機会を改善する。同時に、家庭相談サービスを推進し、婚姻コンサルタントにより離婚率を下げ、幸せな家庭を作る。

(二)兵役と関係する措置を研究し、既婚あるいは養育の必要がある者に対して、兵役の区別を設け、地域あるいは兵役期間の恩恵を与える

少子化時代の到来に面し、幼児に対する政府の前線的な保護を明確にする。自ら子供を養育する必要がある者に対し、現在の兵役制度にすでに規定されている措置として、未兵役者は家庭の事情により補充兵として申請を行うことができ、現役中の者は家庭の事情により早期退役を申請できる。これ以外に、婚姻機会を増やして出産を励ます。兵力の需要と供給の平衡を保ち国家安全を考慮し、兵役制度の方向を「志願兵主体」と変化させ、未兵役既婚

者の男子義務役について検討し、軍に加入するとき優先して「戸籍地」に服役させ、「子供の養育」の責任を負わせ、「補充兵」の申請を可能とする。「現役」の軍人が「服役時既婚者」であるなら「戸籍地」に移動させ、子供の養育の責任を負わせ、国防軍事に障害がないなら「早期退役」の申請を可能とする。婚姻機会の改善の実現と出産の具体的な方法を奨励しつつ、兵役の公平主義を維持する。

(三)子供のいる家庭に対する、交通機関の使用、公共空間および休暇施設の環境および優待措置の提供を、公営民営組織に奨励する

子供を出産する家庭は、養育費が高だけでなく、世話の負担が大きく、世話にかかる時間も多。児童を公共財産としての社会的価値があるということを唱導するため、子供がいる家庭に対して、公共交通や休暇娯楽施設などの優良環境の使用を提供するよう奨励する。二名以上の子供がいる家庭に対し、公共補助金あるいは創意工夫した方法を検討し、乗車費用、高速道路通行料、駐車場費用などの優待措置を提供するよう公営、民営機関に奨励する。博物館、美術館、コンサートホールなどの芸術文化施設の優待チケット、国立公園、娯楽施設などの優待チケットなど、文化娯楽施設の優待措置を提供する。政府および民間が、子供のいる家庭の価値意義をはっきり示す。優待期間の条件は、少なくとも子供が満6歳あるいは12歳までとする。

二、2010-2015年

(一)児童が公共財産の価値であることを広く公報する

現在の社会各界(行政部門および民衆)はいまだに児童が公共財産であるとの観念に欠けており、子供がいる家庭にさらに多くの関心と協力を提供できていない。そのため、児童が国家の公共財産としての価値があるという価値観を形成し、地域社会により出産にやさしい社会集団の意識と環境を作り出すことで、育児をする家庭が公共の支持と出産にやさしい環境を実感し、新しい家庭と新しい家族の成員を歓迎する、育児をする家庭を思いやる暖かい社会となる必要がある。

(二)大学以上の高等教育の就業時間の融通性を高め卒業年数を短縮

大学以上の高等教育の就業時間の融通性を高める。例えば夏休み、冬休み中の授業を奨励する。高等教育の卒業年数短縮を認めることにより、早めに労働市場に出、ならびに結婚する機会の促進を助ける。

(三)研究所以上の高等教育の生活環境を改善し、学習と結婚出産の両立性を高める

欧米国家を見習い、研究所の学生に比較的良い学習生活環境を提供する。例えば、手厚い奨学金、家庭生活の機能を持つ宿舎などの環境を提供し、学習と結婚出産の両立性を高める。

(四)大学法、国民教育の関係法規を検討

「大学法」の大学以上の高等教育の修業時間の融通性に関する規定を増やすことを検討する。ならびに国民教育法規に関しては、小学校、中学校および高等学校教育の段階で、男女の別なく同様の家事課程を履修させし、家事の分業を学び、家事の技能を学習させる。学校で人口教育を強化し、学生に少子化と自分自身との関係を理解させる。

第二章 高齢化社会の対策

人類の平均寿命の延長に伴い、人口構造の老化はすでに世界的な現象となっている。その流れを逆転させることはできないので、関心の焦点は原因の探求ではなく、人口老化が社会経済に与える衝撃である。そのうちの一つである、老人扶養が社会に重い負担となるとの予測は、さらに各界の注目を集めている。人口の急速な老化が国家に対して挑戦となるのは、次の四つの顕著な社会人口の変遷のためである。一、寿命の延長。二、社会の人口構造の変化。三、家庭関係と構造の変遷。四、政府に対する期待と責任の変化。

わが国は最近の三、四十年で高齢人口は急速に増加した。1993年になると高齢人口は149万人で、総人口の7.09%を占め、正式に高齢化社会に突入した。高齢人口は引き続き増加し、2006年になると高齢人口は228万人以上で、総人口の10%を占めた。行政院経建会の2006年の推計値(中間の推計を採用)では、2026年には475万人に増加して全人口の20.6%を占め、2051年には686万人に近づいて36.97%を占める。高齢化社会で社会的に関心が持たれる課題は、各高齢者がいかに健康、安全、活力、尊厳および自主的生活を享受できるかである。

国連は健康と福祉を、高齢者に関して緊急かつ普遍的な二大社会議題と認定している。世界衛生機関が定義する「健康」とは、「生理、心理および社会全面が安定かつ快適な一種の状態であり、病気あるいは障害がない状態ではない」とされている。本白書における、わが国の高齢化社会対策の目標は、「高齢者の健康を増進する、安全でやさしい環境づくり、高齢者の活力、尊厳、自主性の維持」にある。その価値理念には高齢者の個性、自主的決定、選択権、プライバシーの権利と外的環境を把握する能力の尊重が含まれる。たとえ老年期に能力が衰えて自分で行動できなくなっても、長期介護制度が提供するサービスから適切な世話を受けることができる。健康面のケア以外にも、健全な老年所得サポートシステムにより国民の経済安全を保障し、バリアフリー住宅と交通環境を整備し、国民の老齢期の安全、安心な生活を助け、社会からの年齢差別や排除を受けない社会とする必要がある。

わが国の高齢化社会対策の期間ごとの対策目標は、図2-2に示される。高齢化社会対策の目標を達成するために、本白書では「老人介護家庭のサポート」、「高齢者の健康と介護体系の完備」、「高齢者経済の安全保障の向上」、「中高年齢の就業と人材運用促進」、「高齢者社会住宅の推進」、「高齢者交通運輸環境の完備」、「高齢者の娯楽参加の促進」、「高齢者教育システムの完備」などの八項目の対策である。その目標、基本理念、および目標達成のために推進すべき重点措置を項目ごとに説明する。

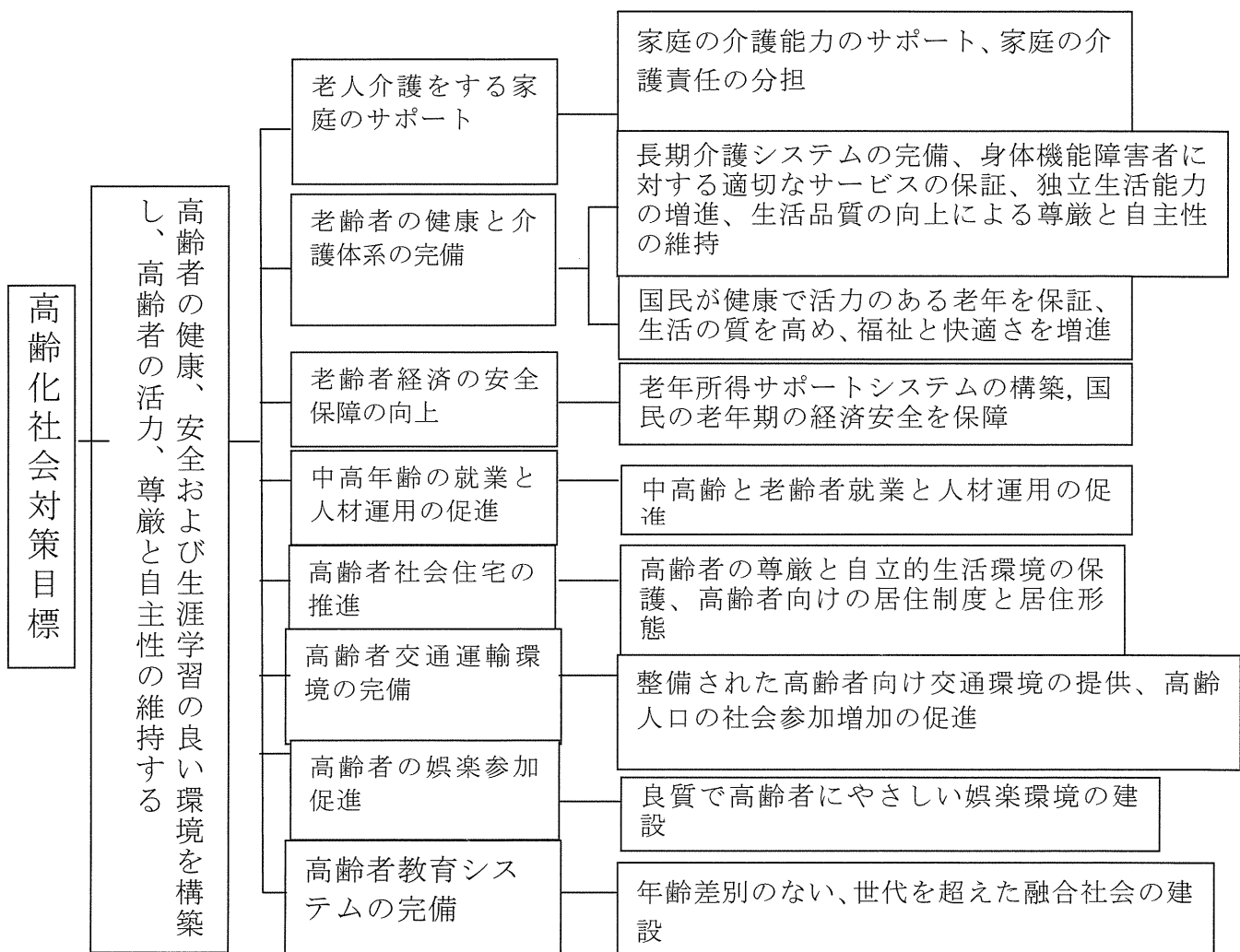


図 2-2 高齢化社会対策の総目標

第一節 老人介護をする家庭のサポート

I、政策目標

家庭介護能力のサポート、家庭介護責任の分担。

II、基本理念

一、日常生活に他人の協力が必要な高齢者の介護は、すべてが個々の家庭の責任ではなく、社会の共同の責任である。

二、正規の介護システムが提供するサービスは「補助」的な機能であり、家庭介護に代わるものと

はなりえない。

三、家庭介護者の正規のサービスシステムにおける役割は、介護資源の一つではなく、同時に支援が必要なサービス対象とみなされるべきである。

Ⅲ、重点措置

2008-2009 年

(一)ショートステイサービスの推進強化

現在のショートステイサービスの提供を拡大し、補助の日数を増やし、家庭でのサービスと施設でのサービスを融通的に組み合わせ、介護者のストレスを軽減する。

(二)心理面や教育面のサポートプランの継続

介護者のための介護技能研修と授業を提供する民間団体、あるいは介護者の心理サポート団体などのサービスプランの補助を継続する。

(三)中低収入の老人特別介護補助金の継続支給

介護者は毎月 5,000 台湾ドルの支給を受ける他に、ショートステイサービスを利用できる。地方政府の介護管理人の評価を経て、介護者は毎年政府の補助を受け取り、ショートステイサービスを利用することができる。

第二節 高齢者の健康と介護体系の完備

I、政策目標

一、健康促進の政府目標は「国民の健康と、活力ある老年、命の質の向上、福祉と安全や快適さの増進の保障」である。

二、長期介護制度の基本目標は、行政院が民国 96 年 4 月 3 日に制定した「わが国の長期介護十年計画」の、「わが国の長期介護体系を構築完備し、身体障害者への適切なサービスを保障し、独立した生活能力を増進し、生活品質を向上し、尊厳と自主を維持する」というものである。

II、基本理念

一、老人健康促進対策の理念の推進

(一)老年生活を健康で活力あるものとするため、一生涯健康な体を作る必要性を認め、遅くとも中年の時期から健康を保つための生活を開始するべきである。

(二)個人の健康的な生活方式と、ライフスタイルの変化を促進するため、衛生教育計画および地域健康介入計画を利用する。

(三)良好で健康な体は老年期の生活適応に役立つが、老年期の福祉は身体、心理および社会といった

全面的な安全と快適さにも依存する。

(四)地域組織の行動を強化し、地域資源を利用し、地域の行動を通して健康促進活動を推進する。

(五)老人は「体が弱く病気になりやすい」、「貧しい」、「社会に関心を払わない」などの一般大衆の消極的な見方を修正し、「活力があり、積極的に社会に参加する国民」であるとみなすことで、社会の高齢者に対する見方が改善され、高齢者が自らのイメージと自意識について積極的な見方を持つ助けとなる。

(六)疾病予防と健康促進運動は、中央政府の各部会、中央政府と県市政府、官民部門間の協力関係、共同作業により推進する。

二、長期介護制度の推進は下記の理念に基づく

(一)障害者の介護には、日常生活の世話、介護、リハビリなどの集中的な世話が含まれる。高齢化社会で障害者の増加に対応するため、長期介護制度の創設が急務となっている。ただし、長期介護制度の内容はきわめて広い。業種をまたぐ整合モデルが、サービスを順調に提供する点で共通の認識をいかに持つか、介護サービス員の訓練をいかに計画するか、長期サービスにかかる費用負担の合理性などが含まれる。最も重要なのは、多様な要求を、完備された評価手順を通し、各自が適切なサービスを獲得できること、需要が次々に変化する中でも満足を得られることである。長期介護制度の発展の際に慎重に考慮すべき理念である。

(二)2006年、台湾経済永続発展会議の共同意見「成熟した社会安全体系」は、高齢社会の対応策に関する項目「完備された老人長期介護体系の構築」の内容を、「長期介護の安定した財務制度を速やかな構築、ならびに多様化、社会化(普及化)、高品質であり、性別、地域性、グループ、文化、職業、経済、健康など条件が異なる高齢者に対応できる長期介護政策の構築」としている。同時に、その会議の共同意見でも、長期介護サービスの提供が強調されており、非営利化を原則とし、新規事業者が参加しやすい長期介護の環境を創造すべきである。また補助経費、法令や制度の検討など関連支援の提供により、参加の障害を軽減するよう提言している。上記の意見はわが国の長期介護制度推進における重要な参考理念である。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)疾病予防と健康促進措置の実行。

1.成人および中老の保健計画を継続的に推進し、慢性病(代謝症候群、糖尿病、心血管疾病、腎臓病予防治療など)の予防および予防接種の推進以外に、さらにその他の健康促進措置を強化すべきである。それには事故傷害の予防(老人のつまずき防止計画)、老人性うつ病、自殺の予防およびシルバー口腔保健計画などがある。

2.直轄市、県(市)の主管機関は引き続き老人健康診断を実施し、検査後の情報提供、指導を強化する。

3.お年寄りの健康促進が公共衛生の初歩予防の重要な部分であるので、政府の部門は老人健康促進業務に必要な関係分野の人材育成を強化する必要がある。それには、衛生教育、体育、娯楽管理などの専門人材育成が含まれる。分野を超えた専門家の共同モデルを作り、現在ある人的資源を整合し、関係

する業種の人員の教育を継続的に強化する。

4.衛生所あるいは健康サービスセンターの役割機能を強化する。予防保健の模範提供以外に、健康管理、地区衛生資源整合の協調、および健康サービスの企画創作などの多様な役割を果たす必要がある。さらに、地域医療保険の資源を結合し、末端の医療施設の地域における役割、職責の認知、共有意識を強化する。

5.地域疾病予防と健康促進のサービス体系を構築する。地域医療グループ、地域公衆衛生グループ、地域全体の造営、地域介護拠点などの関係計画を強化また整合する。政府、民間資源を結合して共同推進する。高齢者の健康確保以外に、国民健康保険の永続のために、高齢者の国民健康保険資源の使用と医療費用支出を抑制する。

(二)長期介護政策および措置の促進:行政院社会福祉推進委員会の長期介護制度企画グループで二年あまりの計画研究を重ね、2006年台湾経済永続発展会議の共同意見に参加し、「わが国の長期介護十年計画」を行政院に提出し、民国96年4月に正式審査・批准された。

1.実施政策には以下が含まれる：(1)質量共に豊富な人材を養成してサービスに投入、(2)長期介護サービス施設の拡大、(3)民間による長期介護サービスへの参与を奨励、(4)政府が適切な専用資金を投入し、長期介護制度を推進する、(5)政府と民間が共同で長期介護の財務責任を担う、(6)結果を評価し、サービス提供の判断とする、(7)介護管理機構の強化、(8)部会を超えた長期介護推進グループを組成する、などの八項目である。

2.サービスの対象:常に日常生活で他人の協力が必要な人を主とし(日常生活行動機能〔略称 ADLs〕、手段的日常生活行動能力〔略称 IADLs〕による評価)、以下の四種類の障害者を含む：(1)65歳以上の高齢者；(2)55歳以上の山地原住民；(3)50歳以上の身体障害者；(4)IADLs 障害かつ一人暮らしの高齢者。

3.障害の程度を三級に分ける：(1)軽度の障害【一から二項目の ADLs 障害者、および IADL 障害を持ちかつ一人暮らしの高齢者】；(2)中程度の障害【三から四項目の ADLs 障害者】；(3)重度の障害【五項目以上の ADLs 障害者】。

4.サービス提供は補助的使用を原則とし、家庭経済の収支状況を考慮して補助し、費用は政府と家庭の共同負担とする。低収入家庭は政府全額補助で、中低収入者の補助は 90%、一般家庭の補助は 60%である。

5.サービス提供システム：

(1)実行機関：直轄市、県(市)政府の長期介護管理センター。

(2)中心的な任務：評価要求、介護計画作成、補助額査定、介護資源の接続と介護サービスの取り決め、各案件の状況追従とサービス品質の監督、定期的な評価など。地方政府の長期介護管理センターを通し、障害者の需要の総合評価の中心的役割を演じる。評価と査定結果をサービス提供の判断材料とし、資源を連結して、介護サービス、家庭看護、地域および家庭リハビリサービスを一般に提供、補助具の購入(貸与)および家庭のバリアフリー環境改善サービス、高齢者栄養食事サービス、ショートステイサービス、交通送迎サービス、および長期介護機能サービスなどの八大項目のサービスを提供する。整理すると表 2-1 になる

表 2-1 わが国の長期介護十年計画サービス項目および補助内容

サービス項目	補助内容
(一)介護サービス (家庭サービス、デイケア、家庭代行サービス)	1.障害程度による補助サービス時間数： 軽度：毎月補助上限は最高 25 時間；IADLs 障害かつ一人暮らしの 高齢者、この基準に沿って実施。 中度：毎月補助上限は最高 50 時間。

サービス項目	補助内容
	<p>重度：毎月補助上限は最高 90 時間。</p> <p>2.補助経費：1 時間 180 台湾ドルとして計算(物価指数により調整)。</p> <p>3.政府補助時間を超過する人は、全額自己負担。</p>
(二)家庭看護	<p>現行の国民健康保険では毎月二回の家庭看護費を給付する以外、必要があると査定された場合は、毎月最高 2 回追加できる。補助家庭看護師の訪問費用は、毎回 1,300 台湾ドルとして計算される。</p>
(三)地域および家庭でのリハビリ	<p>交通手段を用いて健保リハビリ資格者を送迎できない場合、このサービスを受けられる。毎回訪問費用は 1,000 台湾ドルとし、一人当たり毎週一度使用できる。</p>
(四)補助具購入、賃貸および住宅のバリアフリー環境改善サービス	<p>十年ごとに 10 万台湾ドルを限度に補助を受けられる。ただし特殊な必要があるとの判断を下されたものは、特別案件として増額補助を得られる。</p>
(五)老人栄養食事サービス	<p>サービスの対象は低収入家庭、中低収入の障害を持つ高齢者、および IADLs 障害かつ一人暮らしの高齢者である。一人当たり毎日最高一度の食事の補助を受けられ、食事は 50 台湾ドルである。</p>
(六)ショートステイサービス	<p>1.軽度および中度の障害者：毎年最高 14 日の補助。</p> <p>2.重度の障害者：毎年最高 21 日の補助。</p> <p>3.介護補助者の毎日の介護費用は 1,000 台湾ドルとして計算。</p> <p>4.施設および家庭のショートステイサービスを組み合わせて利用できる。</p> <p>5.施設のショートステイサービスには、さらに交通費として往復 1,000 台湾ドルの補助があり、一年最多で 4 回である。</p>
(七)交通送迎サービス	<p>重度障害者補助に使用するリハビリバス類の交通送迎サービスは毎月最高で 4 往復(片道 8 回)、毎回を 190 台湾ドルとして計算する。</p>
(八)長期介護機構サービス	<p>1.家庭総収入が社会救助法の規定する最低生活費の 1.5 倍で、重度障害を持つ高齢者：政府の全額補助。</p> <p>2.家庭総収入が社会救助法の規定する最低生活費の 1.5 倍なので、中度障害を持つ高齢者：家庭のサポート状況の評価が必要で、特別案件の補助を得られる。</p> <p>3.一人当たり毎月最高 1 万 8,600 台湾ドルとする。</p>

二、2010-2015 年

(一)法令の研究と制定の進行、「健康促進法」を研究制定し、推進業務の主要な法的根拠とする。

(二)長期介護と健保制度のバランスを研究し、社会保険方式による長期介護の是非を判断：財源は長期介護制度の創設に不可欠であり、政府の部門は保健費を財源とすることの是非を判断する必要がある。